# [事案 2019-144] 契約解除取消請求

· 令和 2 年 3 月 26 日 裁定終了

## <事案の概要>

入院および手術給付金を請求したところ、復活の告知の際に告知義務違反があったとして契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消等を求めて申立てのあったもの。

# <申立人の主張>

平成30年11月に直腸カルチノイドにより入院し手術したため、平成24年4月に契約した無配当医療終身保険にもとづき入院および手術給付金を請求したところ、平成30年10月の復活の告知の際に告知義務違反があったとして契約は解除され、給付金も支払われなかったが、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し給付金を支払ってほしい。それが認められない場合には、復活に関して支払った保険料および復活後に支払った保険料を返してほしい。

- (1)復活の告知の際に、募集人に対して、直腸カルチノイドであると医師から聞かされたこと について伝えていた。
- (2)以前にもポリープの切除を行い、給付金の支払を受けていたため、保険会社も知っていることと思い、告知をしなかった。
- (3)保険会社が解除の原因を知ったのは平成30年12月であるのに、契約解除が平成31年2月まで遅れたため、その間の支払保険料が無駄になった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、復活の告知の際に、申立人が直腸カルチノイドであると診断されたこと等については一切聞いていない。募集人が上記の点について聞いたのは、給付金請求手続のときである。
- (2) 当社が解除の原因を知ったのは、告知義務違反の客観的事実について具体的な根拠にもとづいて知った平成31年1月である。解除原因を知ってから速やかに本契約を解除しており、申立人に不利益は生じていない。

#### <裁定の概要>

### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を確認する ため、申立人および申立人の夫に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、復活告知の際に募集人が申立人から直腸カルチノイドであると診断されたことを聞いていたとは認められず、契約解除が遅れたため申立人に不利益が生じたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。